

奈良県告示第四百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、次の表の上欄の者の申請に係る換地計画は、平成二十年六月九日適当と決定した。

なお、土地改良法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年六月十七日

奈良県知事 荒井正吾

申請者	換地計画	縦覧期間及び場所
葛城市長 吉川 義彦	農村振興総合整備統合補助事業 葛城地区加守3工区	平成二十年六月十八日から同年七月七日まで 葛城市役所